## 第2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理

## 1 処理に係る基準の概要

（1）廃棄物の発生から適正処理までの過程と適用基準
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理は，その発生から適正処理に至るまでの各過程において，産業廃棄物保管基準及び産業廃棄物処理基準等の多くの基準が設けられており，廃棄物の適正処理を行うためには，これらの基準を遵守する必要があります。

それぞれの過程ごとの適用基準は，図表13のとおりです。

図表 13 廃棄物の発生から適正処理までの過程と適用基準


排出事業者，産業廃妻物収集運搬業者及び産業廃妻物処分業者には，次のとおり，産業廃妻物処理基準又は産業廃軍物保管基準が適用されます。

## 図表 14 産業廃棄物保管基準と産業廃棄物処理基準の適用範囲

|  |  | 排出事業者 |  | 産業廃棄物収集運搬業者産業廃裹物処分業者 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 事業所内 | 事業所外 |  |
| 産業廃妻物保管基準 |  | $\bigcirc$ | － | － |
| 産業廃妻物処理基準 | 収集運搬 | $\bigcirc$ |  | $\bigcirc$ |
|  | 運搬後の保管 | － | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
|  | 中間処理 |  |  | $\bigcirc$ |
|  | 再生 |  |  | $\bigcirc$ |
|  | 埋立処分 |  |  | $\bigcirc$ |
|  | 海洋投入 |  |  | $\bigcirc$ |

## （2）処理基準の法体系

産業廃棄物保管基準及び産業廃棄物処理基準等は，法，施行令，施行規則及び告示等で規定されて いますが，この法体系を整理したのが図表15です。

## 図表 15 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理基準

## 排出

| 産廃保管基準（P 16，32） <br> 法第 12 条第 2 項 <br> 法第12条の2第2項 | 排出場所内における保管の基準（排出事業者のみ適用） 産業廃棄物（施行規則第 8 条） 特別管理産業廃棄物（施行規則第 8 条の 13 ） |
| :---: | :---: |
| 産廃処理基準（収集•運般•保管） $(\mathrm{P} 18,33)$ <br> 法第 12 条第 1 項 <br> 法第12条の2第1項 | 収集•運搬及び運搬後の保管に係る基準 産業廃棄物（施行令第 3 条，第 6 条） 特別管理産業廃棄物（施行令第 3 条，第 4 条の 2 ，第 6 条，第 6 条の 5 ） |

中間処理又は再生

産廃処理基準（中間処理又は再生）
（P 18，21，33，35）法第 12 条第 1 項法第12条の2第1項法第15条の2第1項法第 15 条の 2 の 3

## 中間処理又は再生に係る基準

○施行令第 3 条，第 4 条の 2 ，第 6 条，第 6 条の 5
－特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法 として環境大臣が定める方法（平4厚告 194）

- 環境大臣の定める焼却の方法（平9厚告178）
- 特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法（平 11 厚告 148）
- 環境大臣が定める熱分解の方法（平 17 環告 1 ）
- 石綿含有一般廃棄物及び石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法 として環境大臣が定める方法（平 18 環告 102）
－水銀使用製品産業廃棄物等から水銀を回収する方法（平 29 環告 57）
産業廃妄物処理施設の構造基準
○施行規則第 4 条第 1 項第 7 号•第 8 号，第 12 条，第 12 条の 2
－環境大臣の定める焼却施設（平9厚告187）


## 処理施設の維持管理基準

○施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 2 号•第 3 号，第 12 条の 6 ，第 12 条の 7
－廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理生成物の基準（平 18 環告 101）


## 2 産業廃杗物の処理に係る基準

## （1）産業廃棄物保管基準

- 適用者 ：排出事業者のみ
- 適用行為：産業廃棄物を搬出するまでの間の保管
（排出事業者が搬出後に保管する場合は，産業廃棄物処理基準（保管）が適用されます。）


## 図表 16 産業廃棄物保管基準（施行規則第 8 条）

## 1 産業廃葉物の飛散，流出等の防止措置

（1）保管場所から産業廃棄物が飛散し，流出し，及び地下に浸透し，並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。
（2）産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は，公共水域及び地下水の汚染を防止 するために排水溝等を設置するとともに，地下浸透しないよう底面を不浸透性材料で覆うこと。
（3）保管場所には，ねずみ，蚊，はえその他の害虫が発生しないよう防止措置を講ずること。
（4）石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合は，次の点に注意すること。
① 石綿含有産業廃葉物がその他の物と混合するおそれのないよう，保管場所に仕切りを設ける等，必要な措置を講ずること。
（2）石綿含有産業廃棄物が飛散しないよう覆いや梱包等，必要な措置を講ずること。
（5）水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合は，その他の物と混合するおそれのないよう，保管場所 に仕切りを設ける等，必要な措置を講ずること。

## 2 囲いの設置及び構造等

（1）産業廃棄物の保管施設の周囲には囲いを設けること。
（2）囲いに産業廃棄物の荷重が直接かかる場合は，囲いの構造耐力上の安全性を確保すること （対廃棄物の荷重のほか，風圧力，地震等）。

## 3 積上げ高さ制限

（1）産業廃棄物を屋外で容器を用いないで保管する場合は，次の点に注意すること（図表17）。
（1）産業廃棄物が囲いに接しない場合，囲いの下端からこう配 $50 \%$ 以下（約 26 度）とすること。
（2）産業廃棄物が囲いに接する場合，囲いの内側 2 m は囲いの上端より 50 cm 以下とし， 2 m 以上内側は 2 m 線からこら配 $50 \%$ 以下とすること。
（2）囲いが産業廃棄物と接して曲がったり，囲いの高さぎりぎりまで積み上げないこと。
（3）使用済自動車等については，別途定められた保管基準を遵守すること（H17．1．1～）。

## 4 揭示板の設置

周囲から見やすい箇所に，次の要件を備えた掲示板を設置すること（表示例はP17図表18参照）。
（1）掲示板の大きさ 縦 60 cm 以上 $\times$ 横 60 cm 以上
（2）表示すべき事項
（1）産業廃棄物の保管場所である旨の表示
（2）保管する産業廃棄物の種類の表示（石綿含有産業廃棄物，水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を保管する場合は，その旨を記載）
③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
（4）最大積上げ高さ（屋外で容器を用いずに保管する場合）

## 図表 17 積上げ高さ制限

## 【産業廃棄物が囲いに接しない場合】



【産業廃葉物が囲いに接する場合】


【使用済自動車を保管する場合】


## 違反例



## 図表 18 保管場所における掲示板の表示例



## （2）産業廃棄物処理基準（収集•運搬•運搬後の保管）

- 適用者：排出事業者，産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者
- 適用行為：収集•運搬•運搬後の保管


## 図表 19 産業廃棄物処理基準（収集•運搬•運搬後の保管）（施行令第 6 条）

## 1 運搬施設（車両，船舶，容器等）に係る注意事項

（1）収集•運搬のための施設を設置する場合は，生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること。
（2）運搬車両，船舶，運搬容器及び運搬用パイプラインは，産業廃葉物が飛散，流出したり，悪臭 が漏れたりするおそれのないものであること。

## 2 収集•運搬を行う場合の措置

（1）産業廃棄物が飛散，流出しないようにすること。
（2）収集•運搬に伴う悪自，騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
（3）石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物は，破砕することのないよう，また，その他 の物と混合するおそれのないように区分して，収集•運搬を行うこと。

## 3 運缎車両等への表示義務及び収集運䈲時の書面携帯義務

（1）収集運搬時は，運搬車両等に P 19図表20に示す表示例を参考にして，産業廃棄物を収集運搬 している者の氏名，名称及び許可番号（下 6 桁）等を表示すること。
（2）収集運搬時は，P20図表21に示す書面等を備え付けておくこと。

## 4 積替えを行う場合の措置

（1）周囲に囲いを設け，産業廃棄物の積替え場所であることの表示をすること。
（2）産業廃棄物が飛散•流出したりしないようにするとともに，汚水が生ずるおそれがある場合は，排水溝等を設置したり，地下浸透しないように底面を不浸透性材料で覆ったりすること。また，悪臭が発散しないようにすること。
（3）ねずみ，蚊，はえ，その他の害虫が発生しないようにすること。
（4）石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の積替えを行う場合は，その他の物と混合する おそれのないよう，積替え場所に仕切りを設ける等，必要な措置を講ずること。

## 5 保管を行う場合の基準

保管は，原則禁止である。ただし，次の基準に適合する積替えを行う場合は保管を認める。
（1）あらかじめ，積替えを行った後の運搬先が定められていること。
（2）搬入された産業廃妻物が，適切に保管できる量を超えないこと。
（3）搬入された産業廃妻物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

## 6 保管場所における措置

（1）P 16図表16の産業廃棄物保管基準 $1 \sim 3$ に掲げる措置を講ずること。
$\left(\begin{array}{ll}1 & \text { 産業廃車物の飛散，流出等の防止措置 } \\ 2 & \text { 囲いの設置及び溝造等 } \\ 3 & \text { 積上げ高さ制限 }\end{array}\right)$ 【再掲】
（2）掲示板の設置産業廃棄物の保管を行う場所には，周囲から見やすい箇所に，次の事項を記載した縦横とも

60 cm 以上の掲示板を設置すること（表示例はP20図表22参照）。
（1）産業廃棄物の保管場所である旨の表示
（2）保管する産業廃棄物の種類の表示（石綿含有産業廃棄物，水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を保管する場合は，その旨を記載）

③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
（4）最大積上げ高さ（屋外で容器を用いない場合のみ，P17図表17により算出される高さ）
（5）保管上限量（次項で算出される保管上限の量）

## 7 保管上限

（1）産業廃棄物を保管できる量の制限
1 日当たりの平均搬出量 $\times 7$ 日分
※ 平均搬出量とは，前月の産業廃棄物の総搬出量（複数の産業廃棄物を取り扱う場合はその合計
量）を前月の総日数で除して得られる数量とする（前月の総搬出量 $\div$ 前月の総日数）。
（前月の総搬出量 $\div$ 前月の総日数）$\times 7$ 日分 $=$ 保管上限（保管可能量）
（例） 4 月（総日数 30 日）の産業廃棄物の総搬出量 $1,500 \mathrm{~m}^{3}$

$$
1,500 \mathrm{~m}^{3} \div 30 \text { 日 } \times 7 \text { 日分 }=350 \mathrm{~m}^{3} \quad \text { 保管上限は, } 350 \mathrm{~m}^{3}
$$

（2）適用除外

- 船舶を利用して運搬する場合であつて，船舶の積載量が保管上限を上回るとき。
- 使用済自動車等を保管する場合（H17．1．1～）


## 図表 20 運搬車両への表示例



○左右で表示位置が違っても，また，荷台や被牽引車に表示しても問題ありません。
○表示する文字は，原則として印刷された文字とします。
○産業廃棄物を運んでいることや，正式な名称が一見してわからない略称や屋号を使うことはできません。
○表示が隠れていたりすると，表示義務違反になります。
※ 船舶への表示は，施行規則で定める様式第一号を参考にしてください。

## 図表 21 収集運搬時に備え付けておくべき書面等

| 排出事業者が自ら運搬する場合 | 産業廃棄物収集運搬業者が運搬する場合 |
| :---: | :---: |
| 次の内容を記載した書面 | 1 許可証の写し |
| （1）氏名又は名称及び住所 | 2 紙マニフェストを利用する場合 |
| （2）運搬する産業廃裹物の種類及び数量 | 交付された紙マニフェスト |
| （3）積載日 | 3 電子マニフェストを利用する場合 |
| （4）積載した事業場の名称，所在地，連絡先 | （1）電子マニフェストの使用証（加入証）の写し |
| （5）運搬先の事業場の名称，所在地，連絡先 | （2）次の内容を記載した書面又は電子データ <br> $\binom{$ 内容を容易に表示できること（インター }{ ネット通信による方法でも可）。 } |
|  | （1）運搬する産業廃棄物の種類及び数量 <br> （2）委託者の氏名又は名称 <br> （3）積載日 |
|  | （4）積載した事業場の名称，所在地，連絡先 <br> （5）運搬先の事業場の名称，所在地，連絡先 |

## 図表 22 積替え保管場所における掲示板の表示例

|  | 産業廃棄物の積替え保管場所 |  |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 管理者及び連絡先等 | 株式会社広島産廃 代表取締役 産廃 太郎所在地 広島県○○市○○町○丁目○番○号電話 ○○○－○○○－○○○○ 内線○○○責任者 環境管理課 ○○，○○ |
|  | 保管する産業廃葉物の種類 | 廃プラスチック類，がれき類（これらのらち石綿含有産業廃棄物を含む。） |
|  | 最大積上げ高さ | 2 m |
|  | 保管上限 | $30 \mathrm{~m}^{3}$ |
|  | $\longleftarrow$ | —60cm 以上 |

## （3）産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。））

- 適用者：排出事業者及び産業廃棄物処分業者
- 適用行為：処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。）


## 図表 23 産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。））（施行令第6条）

## 1 産業廃棄物の保管を行う場合の措置等

P18図表19の産業廃棄物処理基準（収集•運搬•運搬後の保管）5及び 6 の措置等を講ずること。
$\left(\begin{array}{ll}5 & \text { 保管を行う場合の基準 } \\ 6 & \text { 保管場所における措置 }\end{array}\right)$ 【再掲】

## 2 保管上限

（1）産業廃棄物を保管できる量の上限
1 日当たりの産業廃棄物処理施設の処理能力 $\times 14$ 日分 $=$ 保管上限数量（基本数量）
（2）保管上限数量の特例
（1）船舶により産業廃棄物を搬入する場合であって，船舶の積載量が基本数量を上回る場合船舶の積載量＋基本数量 $\times 1 / 2$
（2）処理施設の定期点検等が行われる場合（突発的な故障及び 7 日未満の定期点検を除く。）処理能力 $\times$ 点検等の日数 + 基本数量 $\times 1 / 2$
（点検終了後は 60 日以内に基本数量に戻すこと。）
（3）優良認定を受けた産業廃棄物処分業者が廃プラスチック類を保管する場合処理能力 $\times 28$ 日分
（4）建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築，改築若しくは除去に伴って生じた木くず， コンクリートの破片（石綿含有産業廃棄物を除く。）又はアスファルト・コンクリートの破片 であって，分別されたものに限る。）の再生を行う処理施設において，当該産業廃重物を再生 のために保管する場合

ア 木くず，コンクリートの破片 処理能力 $\times 28$ 日分
イ アスファルト・コンクリートの破片 処理能力 $\times 70$ 日分
⑤ 豪雪地帯指定区域内において廃タイヤを冬季間（11月～翌年3月）に保管する場合
処理能力 $\times 60$ 日分
（6）使用済自動車等を保管する場合
特別の基準を適用
⑦ 汚泥（有機性汚泥を除く。），安定型産業廃棄物（廃プラスチック類及び（4）の建設業に係る産業廃棄物を除く。），鉱さい又はばいじんの処分又は再生を行う処理施設において，排出事業者又は優良産業廃棄物処分業者が保管する場合であって，その保管が新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により保管する場合

処理能力 $\times 35$ 日分

## 3 保管期間

産業廃棄物処理施設において，適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間 とする。

産業廃棄物の焼却を行う場合は，（1）の構造を備えた設備で，（2）の方法により行うこと。
（1）焼却施設の構造（施行規則第 1 条の 7 ）
（1）空気取入口•煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく，燃焼室において発生する ガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が $800^{\circ} \mathrm{C}$ 以上の状態で産業廃棄物を焼却できること。
（2）燃焼に必要な量の空気の通風が行われること。
③ 燃焼室内において産業廃棄物が燃焼しているときに，燃焼室に産業廃棄物を投入する場合には，外気と遮断された状態で定量ずつ燃焼室に投入できること。
（4）燃焼室中の燃焼ガスの温度の測定装置が設けられていること（製鋼用電気炉等を除く）。
⑤ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること（製鋼用電気炉等を除く）。

（2）焼却の方法（平 9 厚告 178）
（1）煙突の先端以外から燃焼ガスを出さないこと。
（2）煙突の先端から火炎や黒煙を出さないこと。
（3）煙突から焼却灰や未燃物を飛散させないこと。

## 5 産業廃棄物の熱分解を行う場合の基準

産業廃臬物の熱分解（物を処分するために，燃焼を伴わずに加熱により分解すること。）を行う場合は，（1）の構造を備えた設備で，（2）の方法により行うこと。
（1）熱分解設備の構造（施行規則第1条の7の2）
（1）熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより，熱分解室内の産業廃棄物を燃焼させない構造の ものであること。
（2）産業廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること。
（3）熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できること。
（4）残さが発火しないよう，排出された残さを直ちに冷却できること。
⑤処理に伴つて生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理できること。注 処理に伴って生じた不要なガスを燃焼させる場合は焼却となる。ただし再生利用を目的と して炭化水素油を生成する場合で一定の条件を満たすものは燃焼させても焼却に該当しない。
（2）熱分解の方法（平 17 環告 1 ）
（1）排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないこと。
（2）排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないこと。
③ 処理に伴って生じたガスを生活環境保全上支障がないように処理した後，排出すること。 等

## （4）産業廃棄物処理基準（埋立処分）

## （1）産業廃棄物処理基準（埋立処分）

- 適用者 ：排出事業者及び産業廃棄物処分業者
- 適用行為：埋立


## 図表 24 産業廃棄物処理基準（埋立処分）（施行令第 6 条）

## 1 地中空間を利用する処分方法の禁止

産業廃棄物の埋立処分は，地中にある空間を利用する方法で処分してはならない。ただし，次に掲げる産業廃棄物（以下「安定型産業廃重物」という。）は除く。
（1）廃プラスチック類（自動車等破砕物，廃プリント配線板，廃容器包装，水銀使用製品産業廃臬物を除く。）
（2）ゴムくず
（3）金属くず（自動車等破砕物，廃プリント配線板，鉛蓄電池の電極の不要物，鋁製の管又は板の不要物，廃容器包装，水銀使用製品産業廃妻物を除く。）
（4）ガラスくず，コンクリートくず（工作物の新築，改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物，廃ブラウン管側面部，廃石膏ボード，廃容器包装，水銀使用製品産業廃妻物を除く。）
（5）がれき類（工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）
（6）溶融処理生成物（廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を溶融したことにより生じた廃棄物で あって，鉱さいであるものに限る。以下「溶融処理生成物」という。）

## 2 安定型産業廃棄物の埋立て

（1）安定型最終処分場（埋立地からの浸出液による公共水域及び地下水の汚染防止のために必要な設備の設置その他の措置が講じられていない埋立地（P27図表26））においては，安定型産業廃棄物以外の廃重物が混入し，又は付着するおそれのないよう必要な措置を講ずること。
（2）工作物の除去等に伴って生じた安定型産業廃棄物については，十分な選別と分別により，熱しゃく減量5 \％以下とした後に埋め立てること（平 10 環告 34）。

## 3 有害な産業廃棄物の埋立て

次に掲げる有害な産業廃棄物の埋立ては，遮断型最終処分場（公共水域及び地下水と遮断された処分場（P40図表36））で行うこと。
（1）燃え殻及びばいじん（処理したものを含む。）であって，水銀，カドミウム，鉛，六価クロム化合物，砒素，セレンを判定基準以上含むもの
（2）汚泥（処理したものを含む。）であって，水銀，カドミウム，鉛，有機燐化合物，六価クロム化合物，砒素，PCB，セレン，シアン化合物を判定基準以上含むもの
（3）水銀含有ばいじん等のうち燃え殻，汚泥，ばいじん又はその処理物を環境大臣が定めたところ により固型化したもので，判定基準に適合しないもの

## 4 3以外の産業廃葉物の埋立て

3 以外の産業廃棄物の埋立ては，管理型最終処分場（埋立地からの浸出液による公共水域及び地下水の汚染防止のために必要な設備の設置その他の措置（遮水工•浸出液処理設備等の設置，放流水•周縁地下水の水質の維持等）が講じられた処分場（P27図表27））で行うこと。

## 5 埋立方法等の基準

（1）埋め立てる産業廃棄物（熱しゃく減量 $15 \%$ 以下に焼却したものを除く。）の一層の厚さは， おおむね 3 m 以下とし，かつ，一層ごとに，その表面を土砂でおおむね 50 cm 覆うこと。
（2）埋立処分に当たつては，産業廃棄物が飛散，流出しないようにすること。
（3）埋立処分に伴う悪臭，騒音又は振動によって，生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
（4）埋立処分のための施設を設置する場合は，生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
（5）埋立地には，ねずみ，蚊，はえ，その他の害虫が発生しないようにすること。
（6）埋立処分を終了する場合には，（1）によるほか，生活環境の保全上支障が生じないように埋立地 の表面を土砂で覆うこと。

## 6 処分場周囲の囲し等

（1）囲いの設置
埋立処分場の周囲には囲いを設けて，みだりに人が立ち入れないようにすること。
（2）表示
産業廃棄物の処分場であることを表示すること。また，有害な産業廃棄物の処分場の場合は， その旨を併せて表示すること。

## （2）産業廃棄物の種類別の産業廃棄物処理基準（埋立処分）の体系

産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物を除く。）の埋立処分に当たつては，焼却，脱水等の中間処理を行わなければ処分できない場合があり，産業廃棄物の種類ごとにそれぞれ図表25に示す産業廃棄物処理基準（埋立処分）が定められています。

## 図表 25 産業廃棄物の種類別の産業廃棄物処理基準（埋立処分）の体系（施行令第 6 条）

## 1 安定型産業廃棄物の埋立

次の安定型産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物を除く。）については，必要な中間処理等を実施し た後，安定型最終処分場又は管理型最終処分場で処分することができます。
産業廃棄物の種類

埋立処分基準
処分場

| 廃プラスチック類（自動車等破砕物，廃プリント配線 |
| :--- |
| 板，廃容器包装，水銀使用製品産業廃物を除く。） |
| ゴムくず |

（1）中空の状態でないように，最大径おお むね 15 cm 以下に破砕又は切断
（2）廃プラスチック類は溶融加工


| 金属くず（自動車等破砕物，廃プリント配線板，鉛蓄 |
| :--- |
| 電池極の不要物，鉛製の管又は板の不要物，廃容 |
| 器包装，水銀使用製品産業廃物を除く。） |
| ガラスくず， |
| 車等破䂺物，廃ブラウウン管側面部，廃石膏ボード，廃 |
| 容器包装，水銀使用製品産業廃物を除く。） |
| がれき類 |



## 2 安定型産業戱葉物以外の埋立

安定型産業廃棄物以外については，必要な中間処理等を実施した後，管理型最終処分場で処分 することができます。

| 産業廃棄物の種類 | 埋立処分基準 |
| :---: | :---: |


（1）中空の状態でないように，最大径おおむね
15 cm 以下に破砕又は切断 （2）溶融加工，焼却又は熱分解

| 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃重物） |
| :---: |
| 金属くず（自動車等破砕物，廃プリント配線板，鉛蓄電池の電極の不要物，鋁製の管又は板の不要物，廃容器包装，水銀使用製品産業廃棄物） |
| ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず |
| （自動車等破砕物，廃ブラウン管側面部，廃石膏 ボード，廃容器包装，水銀使用製品産業廃棄物） |
| 燃え殻，紙くず，木くず，繊維くず，鉱さい， |
| 産業廃重物処理物 |




```
腐敗物
（1）有機性汚泥，（2）動植物性残さ，（3）動物系固形
```不要物，（4）家畜のふん尿，（5）動物の死体，（6）（1）～ （5）の処理物
（1）焼却（熱しゃく減量 \(15 \%\) 以下）
（2）コンクリート固型化（※）
（3）腐敗物混入率 \(40 \%\) 未満の産業廃棄物は 3 m （ \(40 \%\) 以上は 50 cm ）以下の層厚に対して， 50 cm の覆土

\section*{（3）安定型最終処分場と管理型最終処分場}

埋立処分を行うことができる最終処分場の種類については，P27図表26に示す「安定型最終処分場」と P27図表27に示す「管理型最終処分場」に区分されており，構造等が異なつています。

\section*{図表 26 安定型最終処分場の構造等（最終処分基準省令第2条）}


図表 27 管理型最終処分場の構造等（最終処分基準省令第2条）


一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 （昭和 52 年 3 月 14 日付け総理府令及び厚生省令第 1 号。以下「最終処分基準省令」という。）

安定型最終処分場では，図表28に掲げる項目について浸透水及び周縁地下水（ 2 か所以上）の水質検査を行い，基準を超過した場合は，速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講じなければなりません（最終処分基準省令第 2 条第 2 項第 2号）。

\section*{図表 28 安定型最終処分場の浸透水•周縁地下水の検査項目等}

1 次に掲げる項目について，1年に1回以上検査を行うこと。
\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline \multicolumn{2}{|r|}{検査項目} & \multicolumn{2}{|r|}{基準} \\
\hline 1 & アルキル水銀 & & 検出されないこと \\
\hline 2 & 水銀及びその化合物 & 水銀 & \(0.0005 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline 3 & カドミウム及びその化合物 & カドミウム & \(0.003 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline 4 & 鉛及びその化合物 & 鉛 & \(0.01 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline 5 & 六価クロム化合物 & 六価クロム & \(0.05 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline 6 & 砒素及びその化合物 & 砒素 & \(0.01 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline 7 & シアン化合物 & シアン & 検出されないこと \\
\hline 8 & P C B & & 検出されないこと \\
\hline 9 & トリクロロエチレン & & \(0.01 \mathrm{mg} / \ell\) 以下 \\
\hline 10 & テトラクロロエチレン & & \(0.01 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline 11 & ジクロロメタン & & \(0.02 \mathrm{mg} / \ell\) 以下 \\
\hline 12 & 四塩化炭素 & & \(0.002 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline 13 & 1，2－ジクロロエタン & & \(0.004 \mathrm{mg} / \ell\) 以下 \\
\hline 14 & 1，1－ジクロロエチレン & & \(0.1 \mathrm{mg} / \ell\) 以下 \\
\hline 15 & 1，2－ジクロロエチレン & & \(0.04 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline 16 & 1，1，1－トリクロロエタン & & \(1 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline 17 & 1，1，2－トリクロロエタン & & 0．006mg／l 以下 \\
\hline 18 & 1，3－ジクロロプロペン & & \(0.002 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline 19 & チウラム & & 0．006mg／l 以下 \\
\hline 20 & シマジン & & \(0.003 \mathrm{mg} / \ell\) 以下 \\
\hline 21 & チオベンカルブ & & \(0.02 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline 22 & ベンゼン & & \(0.01 \mathrm{mg} / \ell\) 以下 \\
\hline 23 & セレン及びその化合物 & セレン & \(0.01 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline 24 & 1，4－ジオキサン & & \(0.05 \mathrm{mg} / \ell\) 以下 \\
\hline 25 & \begin{tabular}{l}
クロロエチレン \\
（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）
\end{tabular} & & \(0.002 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline
\end{tabular}

備考 「検出されないこと」とは，最終処分基淮省令第 3 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において，そ の結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

2 浸透水については，次に掲げる検査項目の 1 又は 2 のいずれかについて， 1 月に 1 回（埋立処分 が終了した埋立地においては3月に1回）以上検査を行うこと。
\begin{tabular}{|c|l|ll|}
\hline \multicolumn{2}{|c|}{ 検査項目 } & 基準 \\
\hline 1 & 生物化学的酸素要求量（B OD） & \(20 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline 2 & 化学的酸素要求量（COD） & \(40 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline
\end{tabular}

また，管理型最終処分場の放流水及び周縁地下水（ 2 か所以上）は，P29図表29に示す基準を 遵守するとともに，検査の結果，基準を超過した場合は，速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及 び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講じなければなりません（最終処分基準 省令第2条第2項第3号）。

\section*{図表 29 管理型最終処分場の放流水•周縁地下水の検査項目等}

1 次に掲げる項目について， 1 年に 1 回以上検査を行うこと。また，処分場を廃止する場合は，保有水について6月に1回以上（2年以上）調査を行うこと。
\begin{tabular}{|c|c|c|c|c|}
\hline \multicolumn{3}{|r|}{検査項目} & 放流水の基準 & 周縁地下水の基準 \\
\hline \multirow{30}{*}{\begin{tabular}{l}
有 \\
害 \\
物 \\
質 \\
関 \\
係
\end{tabular}} & 1 & アルキル水銀 & 検出されないこと & 検出されないこと \\
\hline & 2 & 水銀及びその化合物 & 0．005mg／l 以下 & 総水銀 \(0.0005 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\)以下 \\
\hline & 3 & カドミウム及びその化合物 & \(0.03 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 & カドミウム \(0.003 \mathrm{mg} /\) l以下 \\
\hline & 4 & 鉛及びその化合物 & \(0.1 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 & \begin{tabular}{rr} 
鉛 & \(0.01 \mathrm{mg} / \ell\) \\
以下
\end{tabular} \\
\hline & 5 & 有機燐化合物 & \(1 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 & － \\
\hline & 6 & 六価クロム化合物 & \(0.5 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 & 六価クロム \(0.05 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\)以下 \\
\hline & 7 & 砒素及びその化合物 & \(0.1 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 & \begin{tabular}{l}
砒素 \(0.01 \mathrm{mg} /\) \\
以下
\end{tabular} \\
\hline & 8 & シアン化合物 & \(1 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 & シアン 検出されないこと \\
\hline & 9 & P C B & \(0.003 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 & 検出されないこと \\
\hline & 10 & トリクロロエチレン & \(0.1 \mathrm{mg} / \ell\) 以下 & \(0.01 \mathrm{mg} / \ell\) 以下 \\
\hline & 11 & テトラクロロエチレン & \(0.1 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 & \(0.01 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline & 12 & ジクロロメタン & \(0.2 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 & \(0.02 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline & 13 & 四塩化炭素 & \(0.02 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 & \(0.002 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline & 14 & 1，2－ジクロロエタン & \(0.04 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 & \(0.004 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline & 15 & 1，1－ジクロロエチレン & \(1 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 & \(0.1 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline & 16 & 1，2－ジクロロエチレン & \(0.4 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下（シス体のみ） & \(0.04 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline & 17 & 1，1，1－トリクロロエタン & \(3 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 & \(1 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline & 18 & 1，1，2－トリクロロエタン & \(0.06 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 & \(0.006 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline & 19 & 1，3－ジクロロプロペン & \(0.02 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 & \(0.002 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline & 20 & チウラム & \(0.06 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 & \(0.006 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline & 21 & シマジン & \(0.03 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 & \(0.003 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline & 22 & チオベンカルブ & \(0.2 \mathrm{mg} / \ell\) 以下 & \(0.02 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline & 23 & ベンゼン & \(0.1 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 & \(0.01 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline & 24 & セレン及びその化合物 & \(0.1 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 & \[
\begin{array}{cc}
\hline \text { セレン } 0.01 \mathrm{mg} / \ell \\
\text { 以下 }
\end{array}
\] \\
\hline & 25 & 1，4－ジオキサン & \(0.5 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 & \(0.05 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 \\
\hline & 26 & \[
\begin{aligned}
& \text { クロロエチレン (別名塩化ビニル又 } \\
& \text { は塩化ビニルモノマー) }
\end{aligned}
\] & － & \(0.002 \mathrm{mg} /\) ¢ 以下 \\
\hline & 27 & ほう素及びその化合物 & 50mg／l（海域 \(230 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) ））以下 & － \\
\hline & 28 & ふつ素及びその化合物 & \(15 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 & － \\
\hline & 29 & アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物 & アンモニア性窒素 \(\times 0.4+\) 亜硝酸性窒素＋硝酸性窒素 \(200 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以 & － \\
\hline & 30 & ダイオキシン類 & 10pg－TEQ／ ¢ 以下 & 1 pg －TEQ／l 以下 \\
\hline \multirow{10}{*}{生
活
環
境
項
目
関
係} & 1 & 鉱油類含有量 & \(5 \mathrm{mg} / \ell\) 以下 & － \\
\hline & 2 & 動植物油脂含有量 & \(30 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 & － \\
\hline & 3 & フェノール類含有量 & \(5 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 & － \\
\hline & 4 & 銅含有量 & \(3 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 & － \\
\hline & 5 & 亜鉛含有量 & \(2 \mathrm{mg} / \ell\) 以下 & － \\
\hline & 6 & 溶解性鉄含有量 & \(10 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) 以下 & － \\
\hline & 7 & 溶解性マンガン含有量 & 10mg／l 以下 & － \\
\hline & 8 & クロム含有量 & \(2 \mathrm{mg} / \ell\) 以下 & － \\
\hline & 9 & 大腸菌群数 & 日間平均 3,000 個 \(/ \mathrm{cm} 3\) 以下 & － \\
\hline & 10 & 燐含有量 & \(16 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\)（日間平均 \(8 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) ）以下 & － \\
\hline
\end{tabular}

2 放流水については，次に掲げる検査項目について，1月に1回（埋立処分が終了した埋立地にお いては3月に1回）以上検査を行うこと。
\begin{tabular}{|c|l|c|}
\hline \multicolumn{1}{|c|}{ 検査項目 } & \\
\hline 1 & 水素イオン濃度指数 & 基準 \\
\hline 2 & 生物化学的酸素要求量（B OD） & 5.8 以上 8.6 以下（海域 5.0 以上 9.0 以下） \\
\hline 3 & 化学的酸素要求量（COD） & \(60 \mathrm{mg} / \ell\) 以下 \\
\hline 4 & 浮遊物質量（S S ） & \\
\hline 5 & 窒素含有量 & \\
\hline
\end{tabular}

3 周縁地下水については，電気伝導率又は塩化物イオンについて，毎月1回，測定を行うこと。

備考 1 「検出されないこと」とは，最終処分基準省令第 3 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において，その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
2 生物化学的酸素要求量（BOD）についての排水基準は，海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し，化学的酸素要求量（COD）についての排水基準は，海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
3 「日間平均」による許容限度は，1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
4 窒素含有量及び燐含有量についての排水基準は，環境大臣が定める海域，湖沼及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
5 H25．5．31 までに設置されている処分場の 1，4－ジオキサンの放流水の基準は当面の間 \(10 \mathrm{mg} / \ell\)

\section*{（5）産業廃棄物処理基準（海洋投入処分）}

産業廃重物の海洋投入処分に当たつては，図表30に示す基準を遵守する必要があります。
なお，産業廃棄物の海洋投入処分を行うには，環境大臣の許可が必要です。

\section*{図表 30 産業廃棄物処理基準（海洋投入処分）（施行令第6条）}

\section*{1 生活環境保全上，講ずべき措置}
（1）産業廃棄物が飛散，流出しないようにすること。
（2）悪臭，騒音又は振動によって，生活環境保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
（3）収集•運搬施設を設置する場合は，生活環境保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置 を講ずること。

\section*{2 海洋投入処分できる産業廃杗物}

次に掲げる産業廃棄物（油分又は水銀等の物質（32 種類）の含有に関し判定基準に適合するもの に限り，特別管理産業廃棄物であるものを除く。）に限り，海洋投入処分を行うことができる。
（1）次に掲げる汚泥
（1）農産物を原料とする食品等の製造工程から排出される汚泥
（2）ボーキサイトを原料とする水酸化アルミニウム製造工程から排出される汚泥
（3）建設工事に伴って生じた汚泥
（2）廃酸又は廃アルカリ（農産物を原料とする食品等の製造工程から排出される廃酸又は廃アルカ リであって，水素イオン濃度指数を 5.0 以上 9.0 以下にしたもの）
（3）動植物性残さ（摩砕したもの）
（4）家畜ふん尿（浮遊性のきょう雑物を除去したもの）
※ 1 （1）から（4）に該当する産業廃重物であっても，特に埋立処分を行うのに支障がないと認め られる場合には，海洋投入処分は行わないこと。
2 上記の産業廃菷物については，国内において発生したものに限る。

\section*{3 海洋投入方法等}

2 に揭げる産業廃妻物を海洋投入処分できる海域及び方法については「海洋污染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海洋汚染防止法」という。）に定めるところによる。

\section*{3 特別管理産業廃棄物の処理に係る基準}

\section*{（1）特別管理産業廃棄物保管基準}
- 適用者：排出事業者のみ
- 適用範囲 ：特別管理産業廃棄物を搬出するまでの間の保管
（排出事業者が搬出後に保管する場合は，特別管理産業廃棄物処理基準（保管）が適用されます。）

\section*{図表 31 特別管理産業廃棄物保管基準（施行規則第8条の13）}

\section*{1 特別管理産業廃葉物の飛散，流出等の防止措置}
（1）保管場所から特別管理産業廃棄物が飛散し，流出し，及び地下に浸透し，並びに悪臭が発散 しないよう必要な措置を講ずること。
（2）特別管理産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は，公共水域及び地下水の汚染を防止するために排水溝等を設置するとともに，地下浸透しないよう底面を不浸透性材料で覆うこと。
（3）保管場所には，ねずみ，蚊，はえその他の害虫が発生しないよう防止措置を講ずること。
（4）特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないよう，仕切りを設けるなど必要な措置を講ずること。ただし，次に該当する場合を除く。
（1）感染性産業廃妻物と感染性一般廃妻物とが混在している場合であって，それ以外の物が混入す るおそれのない場合
（2）特別管理一般廃重物である廃水銀と特別管理産業廃妻物である廃水銀等とが混在している場合 であって，それ以外の物が混入するおそれのない場合

\section*{2 特別管理産業廃棄物の種類別に講ずる措置}
（1）廃油
容器に入れて密封し，揮発防止措置及び高温にさらされないよう必要な措置を講ずること。
（2）廃 P C B ，P C B 汚染物及びP C B 処理物
容器に入れて密封し，揮発防止措置，高温にさらされないための必要な措置及び腐食防止措置 を講ずること。
（3）廃酸及び廃アルカリ並びに腐敗のおそれのある特別管理産業廃妻物容器に入れて密封する等，腐食防止措置を講ずること。
（4）廃石綿等
こん包する等，飛散防止措置を講ずること。
（5）廃水銀等
容器に入れて密封し，廃棄物の飛散，流出又は揮発の防止のために必要な措置，高温にさらさ れないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置を講ずること。

\section*{3 囲いの設置及び構造等}
（1）特別管理産業廃革物の保管施設の周囲には囲いを設けること。
（2）囲いに特別管理産業廃革物の荷重が直接かかる場合は，囲いの構造耐力上の安全性を確保する こと（対廃棄物の荷重のほか，風圧力，地震等）。

\section*{4 積上げ高さ制限}
（1）特別管理産業廃棄物を屋外で容器を用いないで保管する場合は，次の点に注意すること（ P 17図表17）。
（1）特別管理産業廃棄物が囲いに接しない場合，囲いの下端からこう配 \(50 \%\) 以下（約 26 度）と すること。
（2）特別管理産業廃棄物が囲いに接する場合，囲いの内側 2 m は囲いの上端より 50 cm 以下とし， 2 m 以上内側は 2 m 線からこら配 \(50 \%\) 以下とすること。
（2）囲いが特別管理産業廃棄物と接して曲がったり，囲いの高さぎりぎりまで積み上げないこと。

\section*{5 揭示板の設置}

周囲から見やすい箇所に，次の要件を備えた掲示板を設置すること（表示例はP17図表18参照）。
（1）掲示板の大きさ 縦 60 cm 以上 \(\times\) 横 60 cm 以上
（2）表示すべき事項
（1）特別管理産業廃棄物の保管場所である旨の表示
（2）保管する特別管理産業廃棄物の種類の表示
③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
（4）最大積上げ高さ（屋外で容器を用いない場合）
（2）特別管理産業廃棄物処理基準（収集－運搬－運搬後の保管）
- 適用者 ：排出事業者，特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者
- 適用行為：収集•運搬•運搬後の保管

\section*{図表 32 特別管理産業廃棄物処理基準（収集•運搬•運搬後の保管）（施行令第6条の5）}

\section*{1 運搬施設（車両，船舶，容器等）に係る注意事項}
（1）収集•運搬のための施設を設置する場合は，生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること。
（2）運搬車両，船舶及び運搬容器は，特別管理産業廃棄物が飛散，流出したり，悪臭が漏れたり するおそれのないものであること。
（3）特別管理産業廃棄物の収集•運搬には運搬用パイプラインは使用しないこと（ただし，消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を，危険物の規制に関する政令第 3 条第3号に規定する移送取扱所において収集•運搬を行う場合を除く。）。
（4）感染性産業廃育物，廃 P C B 等，P C B 汚染物，P C B 処理物，廃水銀等の収集•運搬は，次 に掲げる構造を有する運搬容器を使用すること。
（1）密閉できること。その他P C B の漏洩を防止するために必要な措置が講じられていること。
（2）収納しやすいこと。
（3）損傷しにくいこと。

\section*{2 収集•運搬を行う場合の措置}
（1）特別管理産業廃棄物が飛散，流出しないようにすること。
（2）収集•運搬に伴う悪臭，騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
（3）特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
（4）特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように，他の物と区分して収集•運搬すること。ただし，次に該当する場合を除く。
（1）感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混在している場合であって，それ以外の物が混入す るおそれのない場合
（2）特別管理一般廃棄物である廃水銀と特別管理産業廃棄物である廃水銀等とが混在している場合 であって，それ以外の物が混入するおそれのない場合

\section*{3 運缎車兩等への表示義務及び収集運搬時の書面携帯義務}
（1）収集運搬時は，運搬車両等に P 19図表20に示す表示例を参考にして，特別管理産業廃棄物を収集運搬している者の氏名，名称及び許可番号（下 6 桁）等を表示すること。
（2）収集運搬時は，P20図表21に示す書面等を備え付けておくこと。

\section*{4 積替えを行う場合の措置}
（1）P32図表31の1～2に掲げる措置を講ずること。
\(\left(\begin{array}{ll}1 & \text { 特別管理産業廃棄物の飛散，流出等の防止措置 } \\ 2 & \text { 特別管理産業廃棄物の種類別に講ずる措置 }\end{array}\right)\) 【再掲】
（2）周囲に囲いを設け，次に掲げる事項を表示すること。
（1）特別管理産業廃棄物の積替え場所であること。
（2）積み替える特別管理産業廃棄物の種類
③積替え場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

\section*{5 保管を行う場合の基準}

保管は，原則禁止である。ただし，次の基準に適合する積替えを行う場合は保管を認める。
（1）あらかじめ，積替えを行った後の運搬先が定められていること。
（2）搬入された特別管理産業廃棄物が，適切に保管できる量を超えないこと。
（3）搬入された特別管理産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
※ 廃 P C B 等，P C B 汚染物及びP C B 処理物を除く。

\section*{6 保管場所における措置}
（1）P32図表31の1～4に掲げる措置を講ずること。
－ 1 特別管理産業廃革物の飛散，流出等の防止措置
2 特別管理産業廃葉物の種類別に講ずる措置
3 井いの設置及び構造等
4 積上げ高さ制限
（2）掲示板の設置
特別管理産業廃棄物の保管を行う場所には，周囲から見やすい箇所に，次の事項を記載した掲示板を設置すること（表示例はP20図表22参照）。
（1）特別管理産業廃棄物の保管場所である旨の表示
（2）保管する特別管理産業廃棄物の種類の表示
（3）保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
（4）最大積上げ高さ（屋外で容器を用いない場合，P17図表17参照）
（5）保管上限（保管可能量）

\section*{7 保管上限}
（1）特別管理産業廃棄物を保管できる量の制限
1 日当たりの平均搬出量 \(\times 7\) 日分
※ 計算方法は，P18図表19の7（1）を参考にすること。
（2）適用除外
船舶を利用して運搬する場合であって，船舶の積載量が保管上限を上回るとき。
（3）特別管理産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。））
- 適用者：排出事業者及び特別管理産業廃棄物処分業者
- 適用行為：処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。）

\section*{図表 33 特別管理産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。））}

\section*{（施行令第6条の5）}

\section*{1 特別管理産業廃葉物の保管を行う場合の措置等}

P33図表32の特別管理産業廃棄物処理基準（収集•運搬•運搬後の保管）5及び 6 の措置等を講 ずること。
\(\left(\begin{array}{ll}5 & \text { 保管を行う場合の基準 } \\ 6 & \text { 保管場所における措置 }\end{array}\right)\) 【再掲】

\section*{2 保管上限}

特別管理産業廃棄物を保管できる量の上限は，次のとおり。
1 日当たりの特別管理産業廃棄物の処理施設の処理能力 \(\times 14\) 日分 \(=\) 保管上限数量

\section*{3 保管期間}

特別管理産業廃棄物の処理施設において，適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。

\section*{4 特別管理産業廃棄物の焼却又は熱分解を行う場合の基準}

P21図表23の産業廃育物処理基準（処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。））4及び5 の基準によること。
\(\left(\begin{array}{ll}4 & \text { 産業廃棄物の焼却を行う場合の基準 } \\ 5 & \text { 産業廃葉物の熱分解を行う場合の基準 }\end{array}\right)\) 【再掲】

\section*{5 特別管理産業廃棄物の処分•再生方法（平成4年厚生省告示第194号）}

特別管理産業廃棄物の処分•再生方法は次のとおり。処分後は，通常の産業廃棄物として処理 できる。
（1）廃油
（1）焼却設備で焼却
（2）蒸留設備等で再生
（2）廃酸又は廃アルカリ
（1）中和設備で中和
（2）焼却設備で焼却
（3）イオン交換設備等で再生（pH2．0より大きく， pH 12.5 より小さくできる方法）
（3）感染性産業廃棄物
（1）焼却設備で焼却
（2）溶融設備で溶融
（3）高圧蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置で滅菌
（4）肝炎ウィルスに有効な薬剤又は加熱により消毒
⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）で規制 されている感染性病原体に有効な方法により消毒
（4）廃 P C B 等
（1）焼却設備で焼却
（2）脱塩素化分解方式，水熱酸化分解方式，還元熱化学分解方式，光分解方式又はプラズマ分解方式により分解
③ 無害化処理の認定を受けた方法による処理
（5）P C B 汚染物
（1）焼却設備で焼却
（2）水熱酸化分解方式，還元熱化学分解方式，機械化学分解方式又は溶融分解方式により分解
（3）洗浄設備を用いて溶剤により洗浄•除去
（4）分離設備により除去
⑤ 無害化処理の認定を受けた方法による処理
（6）PCB 処理物
（1）焼却設備で焼却
（2）脱塩素化分解方式，水熱酸化分解方式，還元熱化学分解方式，機械化学分解方式，溶融分解方式，光分解方式又はプラズマ分解方式により分解
（3）洗浄設備を用いて溶剤により洗浄•除去
（4）分離設備により除去
（5）無害化処理の認定を受けた方法による処理
（7）廃石綿等
（1）溶融設備で溶融
（2）無害化設備で無害化
（8）廃水銀等
硫化設備で硫化•固型化設備で固型化
※ 処分又は再生後に生じた廃棄物の埋立処分基準は環境庁告示第 42 号（ P 42 図表38）による。

\section*{（4）特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）}
（1）特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）
- 適用者：排出事業者及び産業廃棄物処分業者
- 適用行為：埋立

\section*{図表 34 特別管理産業廃亲物処理基準（埋立処分）（施行令第 6 条の5）}

\section*{1 地中空間を利用する処分方法の禁止}

特別管理産業廃棄物の埋立処分は，地中にある空間を利用する方法で処分してはならない。

\section*{2 有害な特別管理産業廃棄物の埋立て}

次に掲げる産業廃棄物の埋立ては，公共水域及び地下水と遮断された処分場（遮断型最終処分
場）で行うこと（有害物質を含む特別管理産業廃棄物の判定基準は，P41図表37のとおり。）。
（1）水銀を含む燃え殻又はばいじんを環境大臣が定めたところにより固型化したもので，判定基準 に適合しないもの
（2）カドミウム，鉛，六価クロム化合物，砒素又はセレンを含む燃え殻又はばいじん（処理した ものを含む。）で，判定基準に適合しないもの
（3）水銀又はシアン化合物を含む汚泥又は指定下水汚泥を環境大臣が定めたところにより固型化 したもので，判定基準に適合しないもの
（4）カドミウム，鉛，有機燐化合物，六価クロム化合物，砒素，PCB 又はセレンを含む污泥又は指定下水汚泥（処理したものを含む。）で，判定基準に適合しないもの
（5）水銀，カドミウム，鉛，六価クロム化合物，砒素又はセレンを含む鉱さい（処理したものを含む。）で，判定基準に適合しないもの
（6）廃水銀等処理物のうち，判定基準に適合しないもの（基準不適合廃水銀等処理物）

\section*{32 以外の特別管理産業廃棄物の埋立て}

2 以外の特別管理産業廃棄物を埋立処分する場合は，埋立地からの浸出液による公共水域及び地下水の汚染防止のために必要な設備の設置その他の措置（遮水工•浸出液処理設備等の設置，放流水•周縁地下水の水質の維持等）が講じられた処分場（管理型最終処分場，P27図表27）で行 うこと。

\section*{4 埋立方法等の基準}
（1）埋立処分に当たつては，特別管理産業廃棄物が飛散，流出しないようにすること。
（2）埋立処分に伴う悪臭，騒音又は振動によって，生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
（3）埋立処分のための施設を設置する場合は，生活環境保全上支障を生ずるおそれのないよう必要 な措置を講ずること。
（4）埋立地には，ねずみ，蚊，はえ，その他の害虫が発生しないようにすること。
（5）埋立処分を終了する場合には，（1）によるほか，生活環境の保全上支障が生じないように埋立地 の表面を土砂で覆うこと。

\section*{5 処分場周囲の囲い等}
（1）囲いの設置
埋立処分場の周囲には囲いを設けて，みだりに人が立ち入れないようにすること。
（2）表示
特別管理産業廃妻物の処分場であることを表示すること。また，有害な特別管理産業廃妻物の処分場の場合は，その旨を併せて表示すること。

\section*{（2）特別管理産業廃枀物の種類別埋立処分基準}

特別管理産業廃重物の種類ごとに図表35に示す埋立処分基準が定められており，当該廃棄物の埋立処分に当たっては，「遮断型最終処分場」（P 40図表36）で処分するか，無害安定化した後，「管理型最終処分場」（P27図表27）で処分することとなっています。

図表 35 特別管理産業廃棄物の種類別埋立処分基準の体系（施行令第6条の5）

 を含む。）
シアン化合物を含む汚泥又は指定下水汚泥で判定基準に適合しないもの（処理したものを含む。）


カドミウム，鉛，六価クロム化合物，砒素又は
セレンを含む然え殻又はばいじん（処理したもの
を含む。）
カドミウム，鉛，有機燐化合物，六価クロム化合物，砒素，PCB又はセレンを含む汚泥又は指定下水汚泥（処理したものを含む。）
水銀，カドミウム，鉛，六価クロム化合物，砒素


廃酸，廃アルカリ及び感染性産業廃妻物
埋立禁止

\section*{（3）遮断型最終処分場}

遮断型最終処分場の構造等は次のとおりです。

図表 36 遮断型最終処分場の構造等（最終処分基準省令第2条）


\section*{（4）有害物質を含む特別管理産業廃棄物の判定基準}

有害物質を含む特別管理産業廃棄物は，廃棄物の種類，排出施設によって異なりますが，一般的に，「産業廃车物に含まれる金属等の検定方法」（昭和 48 年環境庁告示第 13 号）に定められている溶出試験を行った後，溶出した有害物質の数値がP41図表37に掲げる数値を超えるものをいいます。

また，ダイオキシン類の含有量が \(3 \mathrm{ng}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{g}\) を超えるばいじん及び污泥並びにダイオキシン類の含有量が \(100 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{l}\) を超える廃酸及び廃アルカリについては，有害物質を含む特別管理産業廃重物とされています。

図表 37 有害物質を含む特別管理産業廃棄物の判定基準（総理府令第5号※）
\begin{tabular}{|c|c|c|c|c|c|}
\hline \multicolumn{2}{|r|}{有害物質名} & 判定基準 & \multicolumn{2}{|r|}{有害物質名} & 判定基準 \\
\hline \multirow[t]{2}{*}{1} & アルキル水銀化合物 & 検出されないこと & 13 & 1，2－ジクロロエタン & \(0.04 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) \\
\hline & 水銀又はその化合物 & \(0.005 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) & 14 & 1，1－ジクロロエチレン & \(1 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) \\
\hline 2 & カドミウム又はその化合物 & \(0.09 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) & 15 & シス－1，2－ジクロロエチレン & \(0.4 \mathrm{mg} / \ell\) \\
\hline 3 & 鉛又はその化合物 & \(0.3 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) & 16 & 1，1，1－トリクロロエタン & \(3 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) \\
\hline 4 & 有機燐化合物 & \(1 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) & 17 & 1，1，2－トリクロロエタン & \(0.06 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) \\
\hline 5 & 六価クロム化合物 & \(1.5 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) & 18 & 1，3－ジクロロプロペン & \(0.02 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) \\
\hline 6 & 砒素又はその化合物 & \(0.3 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) & 19 & チウラム & \(0.06 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) \\
\hline 7 & シアン化合物 & \(1 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) & 20 & シマジン & \(0.03 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) \\
\hline 8 & P C B & \(0.003 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) & 21 & チオベンカルブ & \(0.2 \mathrm{mg} / \ell\) \\
\hline 9 & トリクロロエチレン & \(0.1 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) & 22 & ベンゼン & \(0.1 \mathrm{mg} / \ell\) \\
\hline 10 & テトラクロロエチレン & \(0.1 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) & 23 & セレン又はその化合物 & \(0.3 \mathrm{mg} / \ell\) \\
\hline 11 & ジクロロメタン & \(0.2 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) & 24 & 1，4－ジオキサン & \(0.5 \mathrm{mg} / \ell\) \\
\hline 12 & 四塩化炭素 & \(0.02 \mathrm{mg} / \mathrm{l}\) & 25 & ダイオキシン類 & 3ng－TEQ／g \\
\hline
\end{tabular}
※金属等を含む産業廃重物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年 2 月 17 日付け総理府令）

\section*{（5）特別管理産業廃棄物の処分又は再生後に生じた廃棄物の埋立処分基準}

P35 図表33の5に示す方法（平4厚告194）により，処分された後に生じた廃妻物を埋立処分す る場合は，図表38に示す環境大臣が定める基準に適合するものにしなければなりません（平成 4 年環境庁告示第 42 号）。

\section*{図表 38 特別管理産業廃棄物を処分又は再生後により生じた廃棄物の埋立処分に関する基準}
\begin{tabular}{|c|c|c|}
\hline 種類 & 中間処理方法 & 中間処理後の廃棄物の埋立処分基準 \\
\hline \multirow{3}{*}{感染性産業廃棄物} & 焼却 & \begin{tabular}{l}
（1）感染性がないよう焼却されていること。 \\
（2）液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 \\
（3）泥状のものは含水率 \(85 \%\) 以下にすること。
\end{tabular} \\
\hline & 溶融加工 & \begin{tabular}{l}
（1）感染性がないよう溶融加工されていること。 \\
（2）液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 \\
（3）泥状のものは含水率 \(85 \%\) 以下にすること。
\end{tabular} \\
\hline & \begin{tabular}{l}
滅菌 \\
消毒
\end{tabular} & \begin{tabular}{l}
（1）感染性がないよう滅菌，消毒されていること。 \\
（2）液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 \\
（3）泥状のものは含水率 \(85 \%\) 以下にすること。
\end{tabular} \\
\hline \multirow[t]{2}{*}{廃PCB等} & \begin{tabular}{l}
脱塩素化反応 \\
光化学反応
\end{tabular} & \begin{tabular}{l}
（1）PCBが分解されていること。 \\
（2）廃油については，焼却設備を用いて焼却すること。 \\
（3）液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 \\
（4）泥状のものは P C B が溶出しないよう処理し，含水率 \(85 \%\) 以下にすること。
\end{tabular} \\
\hline & 水熱酸化反応熱化学反応 & \begin{tabular}{l}
（1）PCBが分解されていること。 \\
（2）液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 \\
（3）泥状のものは含水率 \(85 \%\) 以下にすること。
\end{tabular} \\
\hline PCB污染物 & 焼却洗浄 & \begin{tabular}{l}
（1）固形状のものはP C B が除去されていること。 \\
（2）廃油については，焼却設備を用いて焼却すること。 \\
（3）液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 \\
（4）泥状のものは P C B が溶出しないよう処理し，含水率 \(85 \%\) 以下にすること。
\end{tabular} \\
\hline \multirow[t]{2}{*}{PCB 処理物} & \begin{tabular}{l}
焼却 \\
洗浄
\end{tabular} & \begin{tabular}{l}
（1）固形状のものは，PCBが分解されていること。 \\
（2）廃油については，焼却設備を用いて焼却すること。 \\
（3）液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 \\
（4）泥状のものは P C B が溶出しないよう処理し，含水率 \(85 \%\) 以下にすること。
\end{tabular} \\
\hline & 分解 & P C B が十分に分解されていること。 \\
\hline 廃石綿等 & 溶融 & 溶融加工されたもの又は溶融炉において生ずるがスを処理したことにより生じた ばいじん若しくは汚泥については，石綿が飛散しないよう溶融加工されていること。 \\
\hline 廃水銀等 & 硫化•固型化 & \begin{tabular}{l}
（1）最終処分場のらちの一定の場所において，かつ，埋め立てる基準適合廃水銀等処理物が分散しないように行うこと。 \\
（2）埋め立てる基準適合廃水銀等処理物がその他の廃棄物と混合するおそれのないよ うに，他の廃棄物と区分すること。 \\
（3）埋め立てる基準適合廃水銀等処理物が流出しないように必要な措置を講ずるこ と。 \\
（4）埋め立てる基準適合廃水銀等処理物に雨水が侵入しないように必要な措置を講ず ること。
\end{tabular} \\
\hline
\end{tabular}

\section*{（5）特別管理産業廃棄物の海洋投入処分}

特別管理産業廃棄物は，海洋投入処分を行ってはいけません（施行令第 6 条の 5）。

\section*{4 石綿含有産業廃棄物の処理基準}

石綿含有産業廃棄物の収集•運搬，処分又は再生に当たつては，産業廃棄物の収集•運搬基準（P18図表19）及び処分又は再生基準（ P 21図表23，P 23図表24）によるほか，図表39に示す基準を遵守して ください。

\section*{図表 39 石綿含有産業廃棄物の収集•運搬，処分又は再生基準（施行令第6条）}

\section*{1 収集•運搬のための必要な破砕又は切断}

収集運搬車への積込みに必要な最小限度の破砕又は切断であって，石綿含有産業廃重物が飛散 しないように，散水等により石綿含有産業廃棄物を湿潤化すること。

\section*{2 石綿含有産業廃棄物の溶融を行う場合の基準}
（1）溶融施設の構造（施行規則第 12 条の 2 ）
（1）溶融中は，外気と遮断された状態で廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を溶融炉内に投入できる供給装置が設けられていること。ただし，溶融中に廃棄物を投入できない溶融施設は除く。
（2）廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を \(1,500^{\circ} \mathrm{C}\) 以上の状態で溶融でき，かつ，その温度を溶融に必要な時間保つため，空気量を調節できる設備その他の必要な設備が設けられていること。
③ 溶融炉内の温度を間接的に把握できる位置に，温度を連続的に測定し，かつ，記録するための装置が設けられていること。ただし，溶融炉内の温度を直接測定し，記録できる場合を除く。
（4）排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上支障が生じないようにする排ガス処理設備（ばいじんを除去する高機能を有すること。）が設けられていること。
⑤溶融処理に伴い生ずる物の流動状態が確認できる設備が設けられていること。
（2）溶融施設の維持管理（施行規則第 12 条の 7 ）
（1）排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿濃度を 6 月に 1 回以上測定•記録すること。
（2）溶融処理生成物の基準確認試験を 6 月に 1 回以上実施•記録すること。
③ 排ガスによる生活環境の保全上支障が生じないようにすること。
（4）排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。等

\section*{3 石綿含有産業廃棄物の破砕又は切断を行う場合の基準}

石綿含有産業廃棄物を処理設備に投入するために破砕又は切断を行う場合は，次により行うこと。
（1）破砕設備の要件（施行規則第 12 条の 2 ）
（1）投入する廃棄物に破砕に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するための措置が講じられていること。
（2）建物の中に設けられていること。ただし，周囲に石綿含有産業廃棄物が飛散しないよう破砕設備と一体となった集じん器が設けられている場合を除く。
③ 破砕によって生じる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器（粉じんを除去 する高機能を有すること。）及び散水装置が設けられていること。
（2）破砕等の方法（施行規則第 12 条の 7 ）
（1）破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
（2）集じん器の出口における排ガス中の石綿濃度を6月に1回以上測定•記録すること。
③ 集じん器にたい積した粉じんを除去すること。

\section*{4 石綿含有産業廃葉物の埋立処分行う場合の基準}
（1）埋立処分の方法（施行令第 6 条第 1 項第 3 号ヨ）
（1）最終処分場（施行令第 7 条第 14 号に規定する最終処分場に限る。）のうちの一定の場所に おいて，当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように埋立てを行うこと。
（2）埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し，及び流出しないように，その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。
（2）溶融処理生成物の取扱い（施行令第 6 条第 1 項第 3 号イ（6））
石綿含有産業廃棄物等を施行令第 7 条第 11 の 2 号に掲げる溶融施設で処理した場合，当該処理 により生じた溶融処理生成物は鉱さいに該当し，安定型産業廃棄物として処理できる。

\section*{5 水銀を含む産業廃棄物の処理}

水銀を含む産業廃棄物（P10図表 11）の収集•運搬，処分又は再生に当たつては，産業廃棄物の収集•運搬基準（P18図表19），処分又は再生基準（P21図表23，P23図表24），特別管理産業廃棄物の収集•運搬基準（P33図表32）及び処分又は再生基準（P35図表33，P37図表34）によるほか，図表40に示す基準を遵守してください。

図表40 水銀を含有する産業廃棄物の収集•運搬，処分又は再生基準（施行令第 6 条，第 6条の5）

\section*{1 廃水銀等の処理基準}
（1）収集•運搬
① 必ず容器（密閉でき，収納しやすく，損傷しにくいもの）に収納して収集又は運搬すること。
（2）積替え・保管をする場合は，容器に入れて密封し，廃棄物の飛散，流出又は揮発の防止のために必要な措置，高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置を講ずるこ と。
（2）中間処理
廃水銀等を埋立処分する場合，あらかじめ水銀の純度を高め，産業廃棄物処理施設の許可を受け た硫化施設において，粉末硫黄による硫化，改質硫黄による固型化を行うこと。
（3）最終処分
硫化•固型化した廃水銀等が，判定基準を満たさない場合は，遮断型最終処分場で処分すること。
満たす場合は，次の追加的措置をとつた管理型最終処分場で処分することができる。
（1）最終処分場のうちの一定の場所において，かつ，分散しないように行うこと。
（2）その他の廃棄物と混合するおそれのないように区分すること。
（3）流出防止措置，雨水侵入防止措置を講ずること。

\section*{2 水銀を含む特別管理産業廃棄物の処理基準}

次に該当する特別管理産業廃棄物は，処分又は再生に当たり，水銀の大気飛散防止措置を講ずる とともに，あらかじめばい焼設備によるばい焼，又はその他の加熱工程により水銀を回収すること。
（1）水銀を \(1,000 \mathrm{mg} / \mathrm{kg}\) 以上含有する燃え殻，污泥，鉱さい，ばいじん
（2）水銀を \(1,000 \mathrm{mg} / \ell\) 以上含有する廃酸，廃アルカリ

\section*{3 水銀含有ばいじん等の処理基準}
（1）中間処理
（1）水銀の大気飛散防止措置を講ずること。
（2）次に該当する水銀含有ばいじん等は，処分又は再生に当たり，あらかじめばい焼設備によりばい焼，又はその他の加熱工程により水銀を回収すること。
ア 水銀を \(1,000 \mathrm{mg} / \mathrm{kg}\) 以上含有する燃え殻，汚泥，鉱さい，ばいじん
イ 水銀を \(1,000 \mathrm{mg} / \ell\) 以上含有する廃酸，廃アルカリ
（3）燃え殻，汚泥又はばいじんであって判定基準を満たさないものを埋立処分する場合，あらかじめ判定基準を満たすよう処理するか，又はコンクリート固型化を行うこと。
（2）最終処分
コンクリート固型化物が判定基準を満たさない場合は，遮断型最終処分場で処分すること。水銀含有ばいじん等又は処理物が判定基準を満たす場合は，管理型最終処分場で処分することができる。

\section*{4 水銀使用製品産業廃棄物の処理基準}
（1）収集•運搬
（1）破砕することのないよう，また，その他の物と混合するおそれのないように区分して，収集•運搬を行うこと。
（2）保管を行う場合は，その他の産業廃棄物と混合するおそれのないよう，仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
（2）中間処理
（1）水銀の大気飛散防止措置を講ずること。
（2）次に該当する水銀使用製品が産業廃棄物となったものは，処分又は再生に当たり，あらかじめ ばい焼設備によるばい焼，又は水銀の大気飛散防止措置をとつた上で水銀を分離する方法により水銀を回収すること。
（スイッチ及びリレー，気圧計，湿度計，液柱形圧力計，弾性圧力計（ダイアフラム式のものに限る。），圧力伝送器（ダイアフラム式のものに限る。），真空計，ガラス製温度計，水銀充満圧力式温度計，水銀体温計，水銀式血圧計，灯台の回転装置，水銀トリム・ヒール調整装置，放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDラン プを含む。）を除く。），差圧式流量計，浮ひょう形密度計，傾斜計，積算時間計，容積形力計，ひずみゲージ式センサ，滴下水銀電極，電量計，ジャイロコンパス，握力計
（3）最終処分
安定型最終処分場に埋め立てないこと。

\section*{\(6 P C B\) 廃葉物の処理}

平成 13 年 7 月 15 日から，ポリ塩化ビフェニル廃妻物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「 P C B 特措法」という。）が施行され，次のとおり規定されました。

\section*{（1）届出}

PCB廃棄物を保管する事業者（保管事業者）及び高濃度PCB使用製品（高濃度 P C B 使用電気工作物 を除く。）を所有する事業者（所有事業者）は，都道府県知事（政令市は市長）に P C B 特措法に基づく届出を行う必要があります。

\section*{（1）保管及び処分状況等の届出}

保管事業者は前年度の P C B 廃棄物の保管及び処分の状況等について，所有事業者は高濃度 P C B使用製品の廃棄の見込みについて，毎年度 6 月 30 日までに都道府県知事（政令市は市長）に届け出 なければなりません（P C B 特措法第 8 条，第 15 条，第 19 条）。

\section*{（2）保管の場所等の変更の届出}

保管事業者又は所有事業者は，P C B 廃棄物の保管又は高濃度 P C B 使用製品の所在の場所を変更 したときは，10日以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません（P C B 特措法施行規則第 10 条，第 21 条，第 28 条）。

なお，高濃度 P C B 廃棄物については，政令で定められた場合を除き，その保管の場所を変更する ことが禁止されています（ P C B 特措法第 8 条，P C B 特措法施行規則第 10 条）。

\section*{③ 処分終了又は廃棄終了の届出}

保管事業者又は所有事業者は，その全ての高濃度 P C B 廃棄物若しくは低濃度 P C B 廃棄物の処分又は高濃度 P C B 使用製品の廃棄を終えたときは，20 日以内に都道府県知事（政令市は市長）に届 け出なければなりません（P C B 特措法第 10 条，第 15 条，第 19 条）。

\section*{（4）承継の届出}

保管事業者又は所有事業者において相続や合併，分割が行われたことにより，その保管事業者又は所有事業者の地位を承継した場合は，30 日以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければ なりません（P C B 特措法第 16 条，第 19 条）。
（2）期間内の処分等
広島県内の P C B 廃棄物は次の期限までに処分しなければなりません。高濃度 P C B 使用製品につ いても，処分期間内に使用を終え，処分する必要があります（PCB特措法第10条，第14条，第18条）。
\begin{tabular}{|c|c|c|}
\hline \multicolumn{2}{|l|}{P C B 廃棄物等の種類} & 処分期間 \\
\hline 高濃度 P C B 廃棄物 & 変圧器・コンデンサー & 平成 30 年 3月31日まで \\
\hline 高濃度 P C B 使用製品 & 安定器•汚染物等 & 令和 3 年 3月31日まで \\
\hline 低濃度 P C B 廃棄物 & & 令和9年3月31日まで \\
\hline
\end{tabular}
（3）PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けの制限
P C B 廃棄物の譲渡し又は譲受けは，環境省令で定める場合を除き，禁止されています（ P C B特措法第 17 条）。
（4）罰則
改善命令違反，P C B 廃妻物の保管状況等の届出義務違反，虚偽の届出，譲渡し及び譲受けの制限義務違反等に関しては罰則が規定されています（ P C B 特措法第 33 条，第 34 条，第 35 条，第 36条）。

\section*{7 ダイオキシン類に係る対策}

平成 12 年 1 月 15 日から，ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号，以下「D X N 特措法」という。）が施行され，廃棄物焼却炉から排出されるばいじん，燃え殻等が特別管理産業廃棄物に指定されるなど，次のとおり規定されています。

\section*{（1）ダイオキシン類含有量基準}

ダイオキシン類の含有量が \(3 \mathrm{ng}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{g}\)（廃酸•廃アルカリは \(100 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \ell\) ）を超える，図表41の産業廃棄物が特別管理産業廃棄物に指定されました。

\section*{図表41 ダイオキシン類を含む特別管理産業廃棄物}
\begin{tabular}{|l|l|}
\hline \multicolumn{1}{|c|}{ 産業廃棄物の種類 } & \multicolumn{1}{c|}{ 発生施設 } \\
\hline \begin{tabular}{l} 
ばいじん，燃え殻及びこれらの廃棄物 \\
を処分するために処理したもの
\end{tabular} & D X 特措法の特定施設である産業廃棄物焼却炉から排出された \\
もの（ばいじんは特定施設である製鉄用電気炉等を含む。）
\end{tabular}

D X N 特措法施行の際，現に設置され，又は設置の工事がされている産業廃棄物焼却炉について， ばいじん等を（1）セメント固化，（2）薬剤処理又は③溶媒抽出処理を行っているものは，含有量基準は適用されません。

\section*{（2）ダイオキシン類の自主測定}

産業廃棄物焼却炉の設置者は，ダイオキシン類対策特別措置法に基づき，排出ガス，排出水，廃棄物（ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻）のダイオキシン類濃度を年 1 回以上測定し，都道府県知事（政令市は市長）に報告しなければなりません。

\section*{（3）特別管理産業廃棄物管理責任者の設置}

新たに特別管理産業廃棄物を生ずることとなった施設を設置する事業者は，厚生省令で定める資格 （P61且表 51）を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。

\section*{（4）特別管理産業廃棄物の処理基準}

ダイオキシン類の含有量の観点から特別管理産業廃棄物とされた産業廃棄物については，特別管理産業廃棄物処理基準が適用されます。

収集運搬に当たつては，特別管理産業廃棄物であるばいじん等をダイオキシン類濃度の低い焼却灰等と混合して基準に適合させることのないよう，区分して行わなければなりません（混合した産業廃棄物の全量を溶融又は焼成する場合を除く。）。

埋立処分に当たつては，特別管理産業廃棄物であるばいじん等をあらかじめ総理府令で定める基準 （ \(3 \mathrm{ng}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{g}\) 以下）に適合するよう処理しなければ，埋立処分できません。

\section*{（5）ばいじん，燃え殻等の飛散及び流出防止措置}

ダイオキシン類を含む蓋然性の高いばいじん及び燃え殻等については，より具体的に飛散及び流出 を防止するための措置を講ずるよう規定されました（図表42）。

なお，この措置は，発生施設を限定せず，埋立処分を行うすべてのばいじん及び燃え殻等に適用 されます。

\section*{図表42 ダイオキシン類を含むばいじん等の飛散•流出防止措置}
\begin{tabular}{|c|c|}
\hline 区分 & 飛散•流出防止措置 \\
\hline 埋立作業時 & \begin{tabular}{l}
（1）あらかじめ，水分の添加，固型化，こん包等の必要な措置を講ずること。 \\
（2）強風時には埋立作業を中止する等の措置も考慮すること。
\end{tabular} \\
\hline 搬入車両等に伴うもの & \begin{tabular}{l}
（1）運搬車両を洗浄する等必要な措置を講ずること。 \\
（2）埋立地内部の走行時や転圧作業時は，タイヤ等が直接廃棄物と接触するこ とがないよう考慮すること。
\end{tabular} \\
\hline 日常の埋立作業終了後 & 表面を土砂で覆う等必要な措置を講じること。 \\
\hline
\end{tabular}

\section*{（6）廃棄物の最終処分場の維持管理基準}

管理型最終処分場（P27図表27）について，ダイオキシン類により大気，公共用水域及び地下水並びに土壌が汚染されることがないよう，ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成 12 年総理府•厚生省令第 2 号）に従い，最終処分場の維持管理をしなければなりません。
（1）地下水等の水質検査
ダイオキシン類に係る最終処分場の周縁（ 2 箇所以上）の地下水の水質検査を年 1 回以上実施 するとともに，その結果水質の悪化が認められた場合には必要な措置を講じなければなりません。
（2）浸出液処理設備の維持管理等の基準
ダイオキシン類に係る浸出液処理設備の維持管理は，放流水の水質が \(10 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{l}\) 以下（維持管理計画において，より厳しい数値を達成することとした場合はその数値）に維持管理するとともに，放流水の水質検査を年1回以上実施しなければなりません。

\section*{（3）廃棄物の飛散及び流出防止措置}

開渠等により埋立地の外に産業廃棄物が流出することを防止するため，開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講じなければなりません。

\section*{図表 43 最終処分場における措置}


\section*{8 禁止事項等}

\section*{（1）廃棄物の投棄禁止}

廃棄物処理法は，「何人も，みだりに廃棄物を捨ててはならない。」（法第 16 条）と規定しており，違反した場合は，5年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこの併科となります。また，法人の場合， 3 億円以下の罰金となります（法第 25 条第 1 項，法第 32 条）。

これらの罰則は，平成 9 年及び平成 12 年の法改正により強化されるとともに，平成 15 年改正では不法投棄の未遂罪（法第 25 条第 2 項）が，平成 16 年改正では不法投棄を行う目的で廃棄物を収集•運搬した者に対する罰則（準備罪）（法第26条第6号）が創設されました。

\section*{（2）廃棄物の焼却禁止}

廃棄物の焼却は，図表44に示す例外である場合を除き，禁止されており（法第 16 条の2），この規定に違反して廃棄物の焼却を行った場合は，5年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこの併科という罰則が科せられます。また，法人の場合，3億円以下の罰金となります（法第 25 条第 1 項，法第 32 条）。

その他，投棄禁止と同様に未遂罪及び準備罪があります。

\section*{図表44 焼却禁止の例外}

1 環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて，環境大臣が定める方法により行う焼却 （焼却設備の構造及び焼却方法は，P22図表23の4参照）
2 他の法令又はこれに基づく処分により行う焼却
3 公益上若しくは社会の慣習上やむをえないもの又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微で あるとして政令で定められた次のもの
（1）国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
（2）震災，風水害，火災，凍霜害その他の災害の予防，応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
（3）風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
（4）農業，林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
（5）たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

\section*{（3）指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の処理の禁止}

指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の保管，収集•運搬又は処分は，政令で定める基準に従って行う場合等を除き，禁止されており（法第 16 条の3），この規定に違反して保管，収集，運搬又は処分を行った場合は，5年以下の懲役若しくは 1， 000 万円以下の罰金又はこの併科という罰則が科せられま す（法第 25 条第 1 項，法第 32 条）。```

